

令和5年度公益財団法人須賀川市農業公社事業計画書

1 事業計画の基本方針

定款に掲げる目的の達成に向け、次に掲げる事業を推進する。

- (1) 須賀川市食料・農業・農村基本計画に基づく農業の担い手及び生産組織の育成に関する事業
- (2) 生産性の高い農業生産基盤等の整備に関する事業
- (3) 農業の持続的発展を支える環境整備に関する事業
- (4) 農村の持つ機能の保全と農村の活性化に関する事業
- (5) 農産物の生産及び消費振興に関する事業
- (6) その他公社の目的を達成するために必要な事業

2 事業計画の具体的取組内容

(1) 農地の集積に関する事業

ア 福島県において農地中間管理機構(農地バンク)に指定されている公益財団法人福島県農業振興公社と連携し、高齢等により農作業の継続が困難な農家の農地について、地域農業の担い手への橋渡しを行うなど、農地集積の促進を図る。

イ 公社が契約を媒介した賃貸借料や手数料の管理を継続して行うとともに、令和2年度以降、新規や更新の契約手続きが農地バンクへ移行したことを踏まえ、農地を貸したい方や担い手農家等に対し、農地バンクによる農地中間管理事業の活用を斡旋する。

(2) 耕作放棄地の再生・利用に関する事業

ア 食料生産基盤である農地としての機能を回復・保全し、担い手が容易に営農再開できるよう、農地所有者と使用貸借契約を結び、ナタネ及び大豆等を栽培するとともに、施肥、除草等必要な作業を行う。収穫したナタネはナタネ油として学校給食等へ、大豆は無添加生味噌や豆菓子に加工して、市民等へ提供する。

イ 市民を対象に農業の魅力に触れてもらう機会を提供するため、公社が管理を任された農地において、にんにくを活用した市民体験ほ場を引き続き開設し、栽培講習会を開催する。

(3) 農作業の受託に関する事業

ア 水田の転作を推進するため、汎用コンバインやトラクター等の農業機械の活用により、大豆及びナタネ栽培等の作業を受託する。

イ 多忙な兼業農家や労働力が不足している農家等を支援するため、耕起及び播種、農道・畦畔の草刈り等の作業を受託する。

ウ 栽培受託作業により収穫した農協出荷外の大豆を買入れし、無添加生味噌や豆菓子等の加工品として、地産地消を推進する直売所等で販売し、地元産品の振興に努める。

エ 須賀川市が設置している宇津峰山麓梅林自然公園の維持管理について、継続して受注を図り、収穫した梅を活用し、加工品を販売する。

オ 加工品の販路を一層拡大するため、インターネットを活用したオンラインショップによる販売及びふるさと納税の須賀川市返礼品登録を継続する。

(4) 農業機械の貸出に関する事業

ア 生産コスト削減及び農作業の省力化等に資する農業機械を貸し出し、担い手農家の経営を支援する。

イ 樹木粉碎機等の一層の活用を図るため、町内会隣組の回覧チラシ広報により、農業者及び一般家庭への周知を図る。

(5) 新規就農者育成事業

農業担い手の育成を図るため、就農に意欲をもつ希望者を臨時職員として雇用して研修を行い、就農へ向けた支援を行う。